

経営体育成促進事業	事業主体 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 農業を営む者	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 ほ場整備班
-----------	--	--

目 的

農地整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するため、当該農家負担金について、日本政策金融公庫等が土地改良区等に対し、農業基盤整備資金の貸付けと併せて無利子資金の貸付けを行うことで、対象事業に係る農家負担金の軽減も図る。

事業の内容

日本政策金融公庫等が土地改良区等に対し農業基盤整備資金の貸付けと併せて対象事業の年度事業費の10%以内（農家負担金が12%以下の場合は負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付を行う。

採 択 要 件

対象事業

- 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2208号農林水産事務次官依命通知)第2の1に規定する農地整備事業。
- 農村地域復興再生基盤総合整備実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する農地整備事業。
- 農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①のアの(ア)に規定する農地整備事業。

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））

事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

- ・対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ30%以上増加すること。
- ・担い手による農地利用率が一定以上増加すること。
 - 事業採択時20%未満 → 事業完了時 30%以上
 - 事業採択時20～50% → 事業完了時 10ポイント以上増加
 - 事業採択時50～55% → 事業完了時 60%以上
 - 事業採択時55～90% → 事業完了時 5ポイント以上増加
 - 事業採択時90～95% → 事業完了時 95%以上
 - 事業採択時95%以上 → 事業完了時 担い手への集積が図られること

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））

事業完了時において担い手による農地利用面的集積率が一定以上増加すること。

- 事業採択時13%未満 → 事業完了時 20%以上
- 事業採択時13～35% → 事業完了時 7ポイント以上増加
- 事業採択時35～38.5% → 事業完了時 42%以上
- 事業採択時38.5～63% → 事業完了時 3.5ポイント以上増加
- 事業採択時63～66.5% → 事業完了時 66.5%以上
- 事業採択時66.5%以上 → 事業完了時 担い手への面的集積が図られること